

1. 和歌山線格差運賃返還請求事件(和歌山地裁判決1991年2月27日)

【事案】

旧国鉄和歌山線が地方交通線に選定され、幹線とは異なる割高な運賃(格差運賃)が定められたことについて、原告らは、それまで国鉄が成立以来貫いてきた全国一律運賃とは異なる運賃体系は、住民の交通権を侵害するものであり、格差運賃の定めは無効であるとして不当利得の返還を求めた。

原告の主張する交通権:国民は、自らの生活をよりよく向上させ、ひいては住みよい国土を建設する手段としての全国的交通網を国家に対して要求する権利を持つものと解される。これは移動の自由(憲法第22条第1項)、幸福追求権(13条)、生存権(25条1項)の集合であり、交通権と称することができる。

【判決要旨】

憲法第13条、第22条第1項、第25条第1項のいずれの規定についても、原告らの主張する交通権の根拠とはなしがたい。

原告らの主張する交通権は、これを原告らの本件請求の根拠となるような具体的権利として考える限り、憲法上根拠づけることはできないものというほかない。

「移動権(交通権)」に関する訴訟の例

2. 信越本線廃止許可処分取消請求控訴事件判決(東京高裁判決2000年2月16日)

【事案】

1997年の北陸新幹線の開業に伴い、信越本線横川―軽井沢間が廃止となってバス転換され、また、軽井沢―篠ノ井間は第3セクターのしなの鉄道となった。控訴人らは、本件路線の廃止は、公衆の利便を著しく阻害するものであり、運輸大臣が行った路線の廃止の許可処分は違法であるとして、その取消を求めた。

控訴人らは、原告適格について、交通機関である信越本線の利用者であり、生存権(憲法25条)、移動の自由(憲法22条)、及び幸福追求権(13条)として位置付けられる権利であり「だれでも、いつでも、どこへでも、便利に安全、快適かつ低廉に移動でき、自由に貨物を送り、受け取ることができる権利」(交通権ないし交通の利益)を有するところ、本件路線の廃止により、信越本線の利用が不可能となり、全国の鉄道ネットワークから切断されるものであって、右権利ないし利益を侵害されると主張。

【判決要旨】

控訴人らの本件訴えを原告適格を欠く不適法なものであるとして却下した原判決は正当であり、本件控訴はいずれも理由がないからこれを却下する。

控訴人らは、本件許可処分により、交通権ないし交通の利益が侵害される旨主張するが、本件許可処分により本件路線の利用者が被った具体的な不利益は、①バス転換されたことによる所要時間、運賃の値上がり、②しなの鉄道の運賃の値上がり等であるというべきであるから、仮に、交通権ないし交通の利益が権利として認知される余地があるとしても、本訴における原告適格の判断にあたっては、①及び②の事実を基にして判断すれば足りる。

【参考】「障害者基本法」に関する訴訟の例

1. 名古屋地裁判決2008年3月26日

【事案】

被告である市のホームヘルプサービス事業を利用していた原告が、被告が平成17年3月限りで同事業を廃止し、利用契約を解除したことにつき、①被告が同事業を廃止したこと自体が違法な措置であって、②同事業利用契約の債務不履行又は不法行為に当たると主張して、被告に対して、不法行為又は債務不履行に基づく損害賠償を求めた。

原告は、障害者基本法1条、3条及び4条を根拠として、被告において同事業を継続すべき義務が生じる旨主張した。

【判決要旨】

被告がホームヘルプサービス事業を廃止したことが、憲法、国際法規及び国内法規に反し違憲・違法であると認めることはできないから、原告の請求は理由がない。

障害者基本法1条及び3条は、障害者福祉における国及び地方公共団体の基本的な理念を述べているに過ぎず、同法第4条も、国及び地方公共団体の一般的な責務を定めているにとどまり、個人の具体的権利については他の法律等を通じて実現させる趣旨であると考えられ、同規定から直ちに被告の具体的義務が生じるものと解することはできない。

* 参照:障害者基本法(次ページ)

【参考】「障害者基本法」に関する訴訟の例

障害者基本法(昭和四十五年五月二十一日法律第八十四号)

(目的)

第一条 この法律は、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策に関し、基本的理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の基本となる事項を定めること等により、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進し、もつて障害者の福祉を増進することを目的とする。

(略)

(基本的理念)

- 第三条** すべて障害者は、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有する。
- 2** すべて障害者は、社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられる。
- 3** 何人も、障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第四条 国及び地方公共団体は、障害者の権利の擁護及び障害者に対する差別の防止を図りつつ障害者の自立及び社会参加を支援すること等により、障害者の福祉を増進する責務を有する。

【参考】障害者の権利に関する条約(日本政府仮訳、抜粋)

第十八条 移動の自由及び国籍についての権利

1. 締約国は、障害者に対して次のことを確保すること等により、障害者が他の者と平等に移動の自由、居住の自由及び国籍についての権利を有することを認める。
 1. 国籍を取得し、及び変更する権利を有すること並びにその国籍を恣意的に又は障害を理由として奪われないこと。
 2. 国籍に係る文書若しくは身元に係る他の文書入手し、所有し、及び利用すること又は移動の自由についての権利の行使を容易にするために必要とされる関連手続(例えば、出入国の手続)を利用することを、障害を理由として奪われないこと。
 3. いずれの国(自国を含む。)からも自由に離れることができること。
 4. 自国に戻る権利を恣意的に又は障害を理由として奪われないこと。